

青梅市文化財ニュース

第 1 1 2号

平成 9年 2月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土資料室

(青梅市駒木町 1-684 Tel0428-23-6859)

ねんぐ こくもり 年貢と石盛について

年貢は封建体制を維持するために領主が農民から徴収したものです。その年貢は近世においては、田はもとより、米の取れない畑・屋敷までも米の生産高で石高に換算し徴収されました。この方針を統一かつ最初に行ったのが豊臣秀吉です。その秀吉をはじめ幕藩領主は封建体制の経済的基盤の確立のため土地とその耕作農民の調査(これを「検地」といいます。)を実施し、1筆ごとに面積・生産高・耕作者(年貢負担者)などを決めました。田畑には、諸条件により1筆ごと肥瘦がありますので、年貢徴収にあたっては田畑の等級別と屋敷に対し1反当たりの生産高を確定させる基礎として石盛というものを決めました。その石盛は1坪の土地から米1升の収穫があるとすると、1反(300坪)では3石になります。それを五分摺りし玄米にすると1石5斗になり、この場合に石盛15と表示しました。

そこで、畑地が大部分の青梅市域の村々の石盛がどうであったかをみてみましょう。市域のほとんどの村は、恐らく徳川氏が関東に入った当初から直轄領に組み入れられたと思われます。その初期の年貢徴収方式は生産高を基準とした石高制ではなく、それまでの旧支配者北条氏が取っていた永高制といって永楽銭表示で1筆ごとに年貢高を決める方式でした。では、石高制に切り替えられたのが何時かという、徳川が関東に入部してから78年後の寛文8(1668)年に関東の幕領総検地の一環として実施された検地の翌年、つまり寛文9年からです。勿論、石盛の基準もそのときに定められ、それが江戸時代を通し基本的に変更されませんでした。市域の旧37か村のうち石盛が村明細帳や年貢割付状などから管見で分かるのは下表のとおりです。それを見ると、各村で多少の差は見られ、日影和田村(現和田町)については、山間・谷合にあって土地が痩せているはずにもかかわらず、田方が市内でも企画的に平野部に位置する下師岡村より高くなっています。また、新町村は江戸時代の初期に開村した村で検地された寛文期には今だ生産性が上がっていないことを配慮したのか、他村に比し屋敷を含め全体的に低くなっています。

以上、石盛を決めることによって見積生産高(石高)が把握でき、年五徴収もできると概説しましたが、畑・屋敷にあっては米が取れませんので、実際に年貢を徴収するにおいては、米

と貨幣との一定の比率をもとに年貢高を算出し貨幣で徴収されました。また、石盛の考え方は時代が下るにつれ、実際に年貢を徴収するにそぐわなくなってきたり形骸化していったようでもあります。

青梅市域の旧村の石盛

	上田	中田	下田	下々田	上畑	中畑	下畑	下々畑	切畑	屋敷
西分村	-	-	-	-	11	9	7	5	-	10
上長瀬村	11	9	7	5	9	7	6	4	2	10
下師岡村	11	9	-	-	11	9	7	5	2	10
野上村	-	-	-	-	9	7	5	3	2	10
塩舟村	11	9	7	5	10	8	6	4	2	10
大門村	11	9	-	-	9	7	5	4	2	10
新町村	-	-	-	-	6	4	3	2	1	8
畑中村	11	9	7	5	9	7	5	4	2	10
日影和田村	12	-	8	6	10	8	6	4	2	10
沢井村	-	-	7	5	11	9	7	5	2	10
御嶽村				5	8	7	6	4	3	10
富岡村	11	9	-	5	9	7	5	3	2	10
上成木村	10	8	6	4	9	7	5	3	1	10
北小曾木村	-	-	-	-	8	6	4	-	1	10

(注) 「-」は該当田畑なし

(文責 大沢)

- ・ 文化財めぐり「ゆかりの古様仏像を訪ねて」のお知らせ

日にち：3月8日（土） 講師：国立博物館彫刻室長 山本 勉先生

参加御希望の方は往復はがきにて申し込んで下さい。 定員：45人（抽選）

詳細は、2月15日号「広報 おうめ」を御覧いただくか、郷土博物館まで。